

| 会 議 記 録 | | | |
|-----------|--|----------|---------------------------------|
| 会 議 の 名 称 | 決算特別委員会 環境市民厚生分科会 | | 会議場所 第1委員会室 担当職員 小野 |
| 日 時 | 令和4年9月15日(木曜日) | 開 議 | 午前 10 時 30 分 閉 議 午後 4 時 27 分 |
| 出席委員 | ◎長澤 ○大塚 富谷 平本 並河 三宅 西口 | | |
| 理事者出席者 | 【健康福祉部】 佐々木部長 [地域福祉課] 田端課長、中野生活支援担当課長、門下副課長、西山副課長 [障がい福祉課] 木村課長、中澤障がい総務係長、藤田障がい者給付係長 [高齢福祉課] 松本課長、鈴木副課長、巻田高齢者係長 [健康増進課] 中山課長、中村健康事業担当課長、玉井副課長、大原主幹、石津健康予防係長 【こども未来部】 森岡部長 [子育て支援課] 亀井課長、井尻副課長、片山副課長、川田副課長、西村こども政策係長 [保育課] 中川課長、片山副課長、原田副課長、 | | |
| 事務局 | 小野主任 | | |
| 傍聴者 | 市民 0名 | 報道関係者 0名 | 議員1名(竹田) |

会 議 の 概 要

1 開会

2 事務局日程説明

3 付託議案審査

[理事者入室] こども未来部

(1) 第12号議案 令和3年度亀岡市一般会計決算認定について (こども未来部所管分)

<こども未来部長>
(あいさつ)
<各担当課長>
(資料に基づき説明)

～11:28

[質疑]

<富谷委員>

138ページ、青少年対策経費について、令和2年度と令和3年度のどちらも申請されている団体はあるか。

<子育て支援課長>

2団体が申請されている。

<富谷委員>

先ほど、コロナ感染症の影響が主な原因であると説明があったが、子どもが減ったことや、健全育成に取り組まれている方が高齢化したことなど、そのほかの理由や原因は分かっているのか。

<子育て支援課長>

そのようなことが原因で申請を見合わせたということは聞いていない。

<平本委員>

140ページ、社会福祉事務経費について、母子寡婦福祉会活動補助金の額は令和2年度から変わっていないと思うが、コロナ禍でどのような活動をされていたのか。

<子育て支援課長>

令和2年度は、コロナ禍で活動の規模を縮小されていたが、令和3年度は、4月に総会、11月にレクリエーション事業、12月に「ひとり親家庭の居場所づくり」「冬休みの書道教室」など、1月には、「新年のつどい」を行われている。そのほか、年10回の支部長会や、市からの委託事業である生活支援講習会なども実施されている。

<平本委員>

145ページ、家庭相談員等設置経費について、児童虐待、DVなどの対応を行う相談員は、以前から増員していただき、現在は7人となっている。一方、成果・実績の中で、家庭児童相談件数の新規実件数と、母子・父子自立支援相談件数が396件と、非常に多いように感じるが、コロナの影響はあるのか。

<子育て支援課長>

家庭児童相談件数の新規実件数は、令和3年度が351件、令和2年度は299件、令和元年度は288件で、年々増加している。母子・父子自立支援相談件数は、令和3年度は396件、令和2年度は328件、令和元年度は428件であり、令和2年度は、少し件数が減ったが、また令和3年度には増加している状況である。コロナの影響も少なからずあるのではないかと考えている。

<富谷委員>

相談件数が増えたということであるが、児童相談所と連携したケースはあったのか。

<子育て支援課長>

相談件数351件のうち208件が児童虐待に関する案件であり、虐待に関する案件については、全て家庭児童相談センターと連携をしている。

<富谷委員>

146ページ、こども宅食事業について、延べ1,533件に配布したとあるが、要保護児童がいる世帯のうち、どのくらいの世帯が利用しているのか。

<子育て支援課長>

こども宅食事業は、児童扶養手当を全部支給されている方に案内している。また、要保護児童対策地域協議会から支援が必要とされている家庭などにも案内しているが、具体的な世帯数の内訳に関する資料は持ち合わせていない。

<富谷委員>

こども宅食事業の主旨は見守り事業であるが、実際に事案を発見した実績はあるのか。

<子育て支援課長>

各事業者から家庭ごとのアセスメントを提出していただいている。要保護対策の中で把握している件数であるが、延べ797世帯中、3.3%にあたる26世帯分のアセスメントが提出され、4.5%にあたる36世帯に関する事案の情報提供があった。

<西口委員>

具体的に各事業者から何件の情報提供があったのか。

<子育て支援課長>

株式会社亀岡給食センターには延べ304世帯で宅食を実施していただいております、問題はないと情報をいただいております。花まる子ども食堂実行委員会には、延べ137世帯で実施していただき、支援を要する世帯が延べ12世帯、情報提供をいただいた世帯は延べ13世帯と報告していただいております。合同会社るり溪山郷の駅には、延べ103世帯で実施していただき、支援を要する世帯が延べ14世帯、情報提供をいただいた世帯は延べ23世帯と報告していただいております。有限会社楠新聞舗には253世帯実施していただき、問題はないと情報をいただいております。

<西口委員>

国から、今後は二人親家庭でも困っている世帯に対して、支援を行っていききたいという話を伺ったが、現在は二人親家庭に対して支援を行っていないのか。

<子育て支援課長>

二人親世帯であっても、支援が必要な家庭には、見守りという観点から宅食を行っている。

<西口委員>

この事業を継続していけるよう、財源確保も含めて計画的に進めていただきたい。

<こども未来部長>

この事業は、児童虐待が増えていく中で、重篤したケースを未然に防ぐという観点から非常に重要な取組であると考えており、初めは事業者も戸惑った部分があったが、必ず児童が在宅しているときに配達を行うことや、事業者によっては、家庭の都合も考慮した上で、夜間に訪問し、児童の様子を観察したり保護者の方と話をいただいております。この事業において、食材を届けることは二次的な目的であるが、食材に工夫を凝らすことで、保護者などとの会話を引き出したり、子どもの好き嫌いから、子どもの状況把握につながるといった効果も期待できる。

<並河委員>

148ページ、公正証書等作成促進事業について、養育費の不払いについて、よく相談を受けるが、この事業の詳細は。

<子育て支援課長>

この事業では、公証人の手数料、家庭裁判所の調停申立て、裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本などの添付書類の取得費用、連絡用の郵便切手代などを対象として補助を行っている。制度が周知できるよう、離婚届の提出の際や、用紙を取りに来られた際に案内している。

<平本委員>

児童虐待相談件数とこども宅食事業の関連について、こども宅食事業は一定の成果が上がっていると思うが、事業の評価は件数だけで判断するのではなく、見守りによって守られる子どもがいることを考慮し、検証していく必要があると思うがどうか。

<子育て支援課長>

本当に見守りや支援が必要な方に届いているのかということ、常に意識して取り組んでいきたいと考えている。昨年度、利用者に対してアンケートを実施したところ、回答の中には、「子どもたちが楽しみに待っている」とか、「子どもの満足な顔が見られてうれしい」「季節のものや食べたことのないもの、ふだん使わないものが入っている」というようなことが書かれており、事業者によっては、レシピも併

せて渡されているようで、そういったことをきっかけに保護者などと会話ができて
いるということも聞いている。事業者には、日程調整など、大変苦勞していただい
ているが、アンケートの中でも継続を望む声は大変多いため、そういった意見を聞
きながら、ブラッシュアップしていきたいと考えている。

<富谷委員>

152ページ、陣痛タクシーは、利用時間の緩和について要望を行ったが、時間帯
の配慮や改善をすることはできないのか。

<子育て支援課長>

タクシー事業者が、深夜0時から午前6時までの間を営業時間外としているため、
対応できないと聞いている。要望は伺ったが、人件費などの関係もあり、その時間
帯に利用できないという状況になっている。

<富谷委員>

現在登録している方から、こういった意見はないのか。

<子育て支援課長>

11月から事業を開始したが、時間帯の都合で利用できなかったという声は聞いて
いない。しかし、陣痛のタイミングなどにより、利用できないこともあると思っ
ている。

<並河委員>

152ページ、子ども・子ども支援経費について、令和4年3月に策定した子ども
の貧困対策推進プランの特徴的な内容とは何か。

<子育て支援課長>

貧困に対する施策であるため、全ての子どもが将来への夢や希望を持って成長して
いけるようなまちづくりが、目指すべき目標であると考えている。「子どもファ
ースト宣言」を行ったことで、子育て世帯の経済的支援が早期に実現していくと思
うので、このプランも併せて推進していきたいと考えている。

<並河委員>

全国的には、7人に1人が貧困状態と言われているが、亀岡市においても、同様な
のか。

<子育て支援課長>

亀岡市で令和2年度に実施した生活状況調査では、低所得の層の中で生活困難層は
25.6%であった。

<大塚副委員長>

こども宅食について、亀岡給食センターや楠新聞舗は利用者が圧倒的に多いにも関
わらず、支援の必要や、問題があるといった報告が出てきていない。この結果をど
のように分析しているのか。

<子育て支援課長>

アセスメントの中では、そのような結果になっているが、日程調整などのやり取り
の中で、少しコミュニケーションが取りづらいなど、個々の家庭を目視する中で、
気になることなどについては、情報を提供していただいている。

<長澤委員長>

どういう場合に要支援とするのか。共通の基準はあるのか。

<子育て支援課長>

こども宅食ガイドラインというものを作成し、その中にチェック項目がある。また、
事業者間でばらつきが出ないように、連絡調整会議を年6回開催し、研修も実施し
ている。

<大塚副委員長>

159ページ、簡易児童遊園整備事業について、補助金はどのような基準で決定しているのか。

<子育て支援課長>

補助金の交付要綱に基づき決定している。

<大塚副委員長>

新しく遊具を設置してから、一定期間は補助の対象にならないなどの制約はあるか。

<子育て支援課長>

一度補助対象になったものについては、5年以内は補助の対象とならない。

<並河委員>

163ページ、乳幼児の健診について、各健診の受診率はどうか。

<子育て支援課長>

4か月健診から3歳児健診まで集団健診を実施しており、受診率はおおむね96%から98%である。受診されない方に対しては、保健師から電話で理由などを確認している。未受診の理由としては、既に医療を受けておられたり、海外に転出するなど、一時的に市外に出ておられている場合があり、全て連絡を取っている。

[理事者退室] こども未来部

< 休 憩 12:27~13:30 >

[理事者入室] 健康福祉部

**(1) 第12号議案 令和3年度亀岡市一般会計決算認定について
(健康福祉部所管分)**

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<各担当課長>

(資料に基づき説明)

~14:41

[質疑]

<平本委員>

108ページ、自殺対策事業経費について、説明の中で、勤労世代の方が対象ということであったが、報道では、若年層の自殺が増えているということも聞いている。若年層に対しての働きかけや周知についてはどのように考えているのか。

<地域福祉課長>

亀岡市では、過去5年間、若年層、10代の自殺者はいない。しかし、全国で若年層の自殺が増加していることから、本市でも、生きづらさを抱える若年層をできるだけ相談窓口につなぐことができるよう、市の公式LINEを通じて、国が開設する18歳未満の相談窓口の周知を行っている。また、本市の「福祉なんでも相談窓口」では、対人、電話だけではなく、メールで相談ができるよう、相談フォームを作成しており、ホームページに掲載している。また、自殺予防週間や強化月間に合わせて、啓発ポスターを掲示しており、これまでは市役所などの公共施設に掲示していたが、若年層の目に留まりやすいよう、コンビニや駅、大学などにポスターの

掲示を依頼している。

<富谷委員>

企業などへの啓発について、令和2年度は1,218事業所であるのに対し、令和3年度は52事業所で啓発したとあるが、これはどのように比較すればよいのか。

<地域福祉課長>

令和2年度は、亀岡商工会議所に協力していただき、亀岡商工会議所の会員である企業に配布したが、令和3年度は方向性を変え、ライフライン協定を締結している発見通報事業の協定事業所に、啓発カードやチラシを配布し、気になる方への通報に役立てていただいた。それに加え、50人以上の従業員がおられる大きな事業所に対して、メンタルヘルスの啓発を行うためのチラシを配布した結果、対象となったのが52事業所であった。

<並河委員>

101ページ、くらしの資金貸付金について、コロナ禍で生活が大変だという方が多くおられるが、通年化する考えは。

<地域福祉課長>

くらしの資金貸付金については、近年、貸付けと返済を繰り返されるリピーターの方が非常に多くなっており、根本的な自立の助長につながらないという状況がある。また、現状として、滞納も多く、市民の税金を財源とする事業としては、通年化を考えていないところである。コロナ禍で失業などによって、生活が立ち行かなくなるといった場合には、亀岡市社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付けや生活困窮者自立支援制度など、必要に応じて様々な支援制度につなげている。

<並河委員>

127ページ、生活保護について、対象が555世帯ということであるが、以前から比べると、世帯数が随分少なくなっている。何が原因なのか、どのように分析しているのか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

生活保護世帯が減少してきた理由であるが、説明の前提となる生活保護世帯数の増減に関する説明をさせていただく。生活保護世帯の増減は、いわゆる新規開始数と廃止数の差ということになる。つまり、新規開始の世帯数が廃止の世帯数よりも多い場合は、生活保護世帯は増加することになる。逆の場合は、生活保護世帯が減少することになる。生活保護の新規開始に至るまでには、一定のプロセスをたどることになっている。具体的には、保護が新規開始される際には、原則として、それに先立って保護の申請が必要になる。急迫保護の場合などは、申請は不要とされているが、これはあくまでも例外の取扱いであるため、ここでは、原則に基づき説明させていただく。保護の申請に基づき必要な資産調査などを行い、要否判定を行った結果、要保護状態であれば、保護の開始が決定される。一方で、収入資産が保護基準を上回る場合など、要保護状態でなければ保護の申請が却下され、新規開始されないことになっている。また、保護の申請を行う前には、原則として保護の相談を行うこととされている。保護の相談を受けることなく、保護制度の説明を行わず、保護申請の意思だけを確認して、申請を行わせることは、相談者の方が保護制度を正しく理解されないまま、申請に関する意思決定をされてしまうおそれがあることから、生活保護の趣旨にはそぐわないとされている。このことについては、平成18年3月30日付けの厚生労働省援護局課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」に、こうした趣旨が記載されており、昨年度に京都府と協議を行ったが、この問題については、京都府健康福祉部地域福祉課、当時の楠井係長

という方も同様の見解を示されていた。それらを踏まえ、本市においても、こうした趣旨に沿って、まずは保護の相談を実施している。保護が新規に開始決定されるまでには、こうしたプロセスをたどることから、保護の新規開始数は、保護の相談件数が大きな影響を及ぼしている。このことから、保護の相談件数が多いほど申請件数が増加し、結果として、保護の新規開始数が増加することとなり、逆の場合については、新規開始数が減少するということになる。平成29年度から令和3年度までの保護の相談、申請、開始件数などを基に話をさせていただく。まず、相談件数であるが、平成29年度211件、平成30年度186件、令和元年度186件、令和2年度157件、令和3年度213件であり、平成29年度から令和2年度までは相談件数が減少していたが、令和3年度は増加している。次に申請件数については、平成29年度は96件、平成30年度は69件、令和元年度は73件、令和2年度は69件、令和3年度が99件であり、若干の差異はあるものの、平成29年度から令和2年度までは減少傾向にあったが、令和3年度は増加しており、保護の相談件数と同様に推移している。次に新規の開始件数である。平成29年度87件、平成30年度64件、令和元年度67件、令和2年度55件、令和3年度82件となっており、こちらも若干の差異はあるが、平成29年度から令和2年度までは減少傾向にあったものの、令和3年度は増加しており、相談、申請件数と同様の推移を示している。このことから、保護の新規件数である保護の入りの数は、相談件数の増減に連動していることが分かる。一方、保護の廃止件数、いわゆる保護の出の数について見てみると、平成29年度は113件、平成30年度は93件、令和元年度は106件、令和2年度は103件、令和3年度は70件となっており、平成29年度から令和2年度までは約100件前後で推移していたが、令和3年度は70件と、ほかの年度と比して減少している。ここで、平成29年度から令和3年度までの保護世帯数の推移を見てみると、平成29年度は657世帯、平成30年度は627世帯、令和元年度は593世帯、令和2年度は545世帯、令和3年度は553世帯となっており、平成29年度から、例えば2年度までは減少していたが、令和3年度は増加している。このように、平成29年度から令和2年度までは、保護の廃止数は保護の新規開始数を超過しており、保護世帯が減少していたが、令和3年度におきましては、保護の新規開始数が保護の廃止数を超過したことで、増加に転じている。このことを要約すると、保護の相談件数は、平成29年度から令和2年度までは減少を続けており、その相談数に連動して、保護の申請、新規開始件数も減少していたが、保護の廃止件数は、この期間はおおむね100件前後で推移しており、廃止数が新規開始数を超過していたことから、保護世帯数が減っていたということであるが、令和3年度については、相談件数の増加に連動して、申請、新規開始件数も増加し、かつ保護の廃止世帯数が新規開始数を下回ったため、保護世帯数が増加したということが分かる。以上のことから、質問の主旨である保護世帯数が減った理由は、保護の廃止数が新規開始数を超過したためである。なお、保護の新規開始数が減少した理由は、保護の申請、相談件数が減少したことが挙げられるが、その理由を明らかにするためには、保護の相談に来られなかった市民に理由を示していただく必要があるため、この問いに対してエビデンスで答えることは現実的に困難である。時代背景や世の中の情勢などから推察することは可能であるが、このことについては、昨年9月に実施された決算特別委員会や昨年の生活保護運営対策経費に関する事務事業評価において説明させていただいたほか、昨年11月22日に行われた定例記者会見において市長が説明したとおりである。改めて説明すると、大きな理由としては、4点が考えられ、それぞれが複合的に作用し

合った結果によるものと推察している。あくまでも推察の範囲であるが、1点目は、雇用情勢が堅調に推移していたこと、2点目が、生活困窮者自立支援制度が定着してきたこと、3点目は、国によるコロナ対策の各種の給付金などの施策が計画的に実施されたこと、4点目は、そもそもの人口減少、少子高齢化の状況で母数が減少していること、この4点が原因であるのではないかと推察している。

<平本委員>

116ページ、保険者機能強化推進事業経費の「かめおか元気アップちゃんねる」動画制作等委託料について、どのような内容を委託しているのか。

<高齢福祉課長>

特定非営利活動法人元気アップAGEプロジェクトに委託しており、委託内容は、動画の作成、編集、アップロードを委託している。配信回数は38回で、内訳は、運動が19回、栄養が5回、口腔が5回、健康情報が9回であり、令和3年3月31日時点での視聴回数は5,188回である。

<平本委員>

ニーズがあるのか気になったが、動画配信数が5,188回ということは、ご覧になられている方がおられるのだと思う。この動画の認知度はどの程度と捉えているのか、また周知はどのように行っているのか。

<高齢福祉課長>

昨年に市のホームページなどを通じて周知した。その後、動画をサロンで活用したいのでDVDを作成してほしいという依頼があったため、DVDも用意している。今後、ニーズがあるのであれば、再度、広報を行っていかうと思っている。

<大塚副委員長>

インセンティブ交付金とは、実施した事業の成果に応じて交付金が受けられるということか。

<高齢福祉課長>

インセンティブ交付金とは、地域包括ケアシステム全般について、市町村ごとにどこまで推進できているのかをチェックし、それに基づいて国が点数をつけていく。その点数に基づき金額が決まっていくものであり、毎年、一定額が交付されるというものではない。

<富谷委員>

103ページ、社会福祉協議会経費について、どの事業に対する人件費を増額しているのか。

<地域福祉課長>

亀岡市社会福祉協議会の人件費である。これまで、昇給などにより人件費が非常に増加していたが、活動補助金の上限を3,600万円と定めていたため、亀岡市社会福祉協議会の持ち出しが毎年600万円程度あった。しかし、地域福祉に係る事業は収益のない事業であり、負担にも限界があることから、令和3年度から600万円を増額し、人件費に充てている。

<富谷委員>

106ページ、障がい福祉推進事業経費について、障がい者就労支援委託事業の成果・実績で、JR3駅ポイ捨てごみ実態調査などを記載していただいているが、実際には何人が従事したのか。

<障がい福祉課長>

JR3駅ポイ捨てごみ実態調査と美化推進の令和3年度における延べ従事人数であるが、JR千代川駅では、太陽共同作業所が実施されており延べ人数は162人、

J R並河駅では、かめおか作業所が実施されており延べ人数は216人、J R馬堀駅では、圭の家が実施されており延べ人数は260人である。

<富谷委員>

114ページ、老人クラブ育成経費について、老人クラブ運営補助金などの実績が記載されているが、今後、市として老人クラブの位置づけをどのように考えているのか。

<高齢者福祉課長>

老人クラブは、亀岡市で最大の団体であるが、このままでよいというわけではなく、一定の補助をしていく必要があると考えている。

<大塚副委員長>

109ページ、社会的孤立防止対策事業経費について、防止対策を実施していただいているが、ひきこもりの方が仕事に就かれたという事例はあるか。

<地域福祉課長>

ひきこもりの方を対象とした就労充実研修には、8の方が延べ140時間程度参加された。研修は、月1回や1日1時間というように、それぞれのペースに応じて取り組まれている。この就労研修を通じて、これまでアルバイトという形ではあるが、2の方が地域の企業で就労されており、地道ではあるが、成果も現れている。

<並河委員>

ひきこもりに関する市の窓口はどこか。

<地域福祉課長>

ひきこもり相談については、「福祉なんでも相談窓口」が窓口になっている。また、亀岡市社会福祉協議会でも、総合相談を行っており、ひきこもりの家族教室なども年に4回から5回行っている。周知するために自治会の組回覧なども行っており、こういった事業を利用していただきたいと思っている。

<長澤委員長>

亀岡市社会福祉協議会の独自の事業として、小口貸付けや総合貸付けを行って来られたが、いよいよ償還時期を迎え、非課税者に対しては、償還が免除されるということが大きく注目されている。市が直接制度に関与しているわけではないが、何か情報を把握しているか。

<健康福祉部長>

現時点では、そのように聞いているだけである。

<平本委員>

133ページ、保健事業経費、受動喫煙防止事業について、路上喫煙禁止指導員による巡回指導を行っていただいているが、指導を行ったことでトラブルが起こったことはあるか。

<健康増進課長>

令和2年度に、指導した方と食い違いがあり対応したことがある。令和3年度は、特にトラブルなどは把握していない。現在まで、対応したのは令和2年度の1件のみである。

<平本委員>

トラブルがないのはよいことであるが、それは制度が認知されたことでトラブルがないのか、たまたま巡回した際に指導されるケースがなかったのか、どのように分析しているのか。

<健康増進課長>

巡回の回数については、令和2年度は週2回であったが、令和3年度からは週3回

に増やしている。回数が違うので、簡単に比較はできないが、禁止区域で喫煙された方への対応件数が減ってきているので、少しずつこの条例が周知できているのではないかと考えている。

<長澤委員長>

57ページ、歳入の生活保護費の返還金について、去年は1,500万円程度であったと思うが、金額が減少しているのは生活保護の件数が減ったということか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

生活保護返還金については、委員指摘のとおり、いわゆる生活保護法78条の費用徴収、これは不正受給に係る保護費の返還に関する内容であるが、令和2年度は21件であったのに対し、令和3年度は1件と大幅に減少しており、こういったことが影響していると考えている。

<長澤委員長>

不正受給は、保護の開始の段階で防げるものなのか、それとも保護を受けている途中で、不正につながるような事由が発生し、返還することになるのか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

生活保護の不正受給とは、正しく福祉事務所に申告されないまま、保護費の調整ができないことである。発覚するケースとして多いのは、市民からの情報提供や毎年行っている課税調査である。実際の申告額と福祉事務所に届出された金額を突合する中で差額が生じているケースについて、本人から事情を聞かせていただき、そこに悪質性・虚偽性があれば「不正受給」となるため、保護の開始当初から不正受給を防ぐということは難しい。

(2) 第15号議案 令和3年度亀岡市介護保険事業特別会計決算認定について

<各担当課長>

(資料に基づき説明)

～16:18

[質疑なし]

(3) 第14号議案 令和3年度亀岡市休日診療事業特別会計決算認定について

<健康増進課長>

(資料に基づき説明)

～16:26

[質疑なし]

[理事者退室] 健康福祉部

散会 ～16:27